



茨城県報

第 1 9 5 6 号

平成20年 3 月 3 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

救急医療協力診療所の指定取消し (医療対策課)	1
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	2
大規模小売店舗の変更の届出 (7 件) (中小企業課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4 件) (中小企業課)	8
保安林の指定の解除の予定 (林業課)	11
道路の区域の変更 (道路維持課)	12
道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課)	12
土地改良区役員の就退任 (2 件) (土地改良事務所)	13
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	16
維持管理計画変更の認可 (土地改良事務所)	17

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	17
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)	17
平成20年度前期技能検定実施公示 (職業能力開発課)	18
平成20年度技能検定 (随時 3 級, 基礎 1 級及び基礎 2 級) 実施公示 (職業能力開発課)	21
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	24
平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 (建築指導課)	24
開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課)	26

(労 働 委 員 会)

審査の実施状況の公表.....	27
-----------------	----

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令.....	28
-----------------------------	----

告 示

茨城県告示第249号

次の救急医療協力診療所については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11

号) 第 4 条第 1 項第 2 号の規定により救急医療協力診療所の指定を取り消したので、同条第 2 項において準用する第 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
三石内科クリニック	龍ヶ崎市高須町4022 - 1

茨城県告示第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトエス・ディー水戸姫子店

水戸市姫子 2 丁目760番 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社クリエイト エス・ディー	神奈川県横浜市青葉区荏田西 1 - 9 - 15	若 尾 鐵志郎
横山 昌臣	水戸市見和 1 丁目307番の 1 - 505号	

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年10月 9 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,874m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	158台
イ 駐輪場の収容台数	150台
ウ 荷さばき施設の面積	48m ²

エ 廃棄物等の保管施設の容量 82m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 0 時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

7箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間 (一部午前 6 時 ~ 午後 9 時)

3 届出年月日

平成20年 2 月 8 日

茨城県告示第251号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役社長 藤 條 邦 裕

(2) 住所

つくば市竹園 1 丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北竜台 D 街区商業施設

龍ヶ崎市小柴 1 丁目 7

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社ケーズデンキ

(変更後) ギガスケーズデンキ株式会社

(3) 変更の年月日

平成16年 4 月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役社長 藤 條 邦 裕

(2) 住所

つくば市竹園 1 丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北竜台 D 街区商業施設

龍ヶ崎市小柴 1 丁目 7

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社

(変更後) 株式会社ケーズホールディングス

(3) 変更の年月日

平成19年 2 月28日

(4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋 5 9 9 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーションつくば店

つくば市小野崎294 - 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社ケースデンキ

(変更後) ギガスケースデンキ株式会社

(3) 変更の年月日

平成16年 4 月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーステーションつくば店
つくば市小野崎294 - 1 外
 - (2) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社
(変更後) 株式会社ケーズホールディングス
 - (3) 変更の年月日
平成19年 2 月28日
 - (4) 変更する理由
小売業者の社名変更のため
- 3 届出年月日
平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
東京リース株式会社
代表取締役 海老原 政 徳
- (2) 住所
東京都新宿区西新宿六丁目10番 1 号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック取手店
取手市戸頭字長町1299番地 4
- (2) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前) 株式会社ケーズデンキ
(変更後) ギガスケーズデンキ株式会社
- (3) 変更の年月日
平成16年 4 月 1 日
- (4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第256号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

東京リース株式会社

代表取締役 海老原 政 徳

(2) 住所

東京都新宿区西新宿六丁目10番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック取手店

取手市戸頭字長町1299番地 4

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社

(変更後) 株式会社ケーズホールディングス

(3) 変更の年月日

平成19年 2 月28日

(4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社ケーター商事

代表取締役 川 井 優 起

(2) 住所

かすみがうら市稲吉 2 丁目17番44号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

川井ビル

かすみがうら市稲吉 2 丁目2613番158 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社

(変更後) 株式会社ケーズホールディングス

(3) 変更の年月日

平成19年 2 月28日

(4) 変更する理由

小売業者の社名変更のため

3 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

茨城県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ大宮町店

常陸大宮市泉字中村田521 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 1 月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社スーパーカドヤ

(変更前) 代表取締役 岡 崎 光 男

(変更後) 代表取締役 岡 崎 正 光

(3) 届出年月日

平成19年12月18日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ大宮町店

常陸大宮市泉字中村田521 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 1 月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	小美玉市羽鳥2737	岡 崎 正 光

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	大 高 善 興

(3) 届出年月日

平成19年12月18日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

QizMALL 龍ヶ崎

龍ヶ崎市小通幸谷町榎本288番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成19年11月 8 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） ディービー・リアルエステート・インベストメント・ジーエムビーエイチ

（変更後） リーフ・インベストメント・ジーエムビーエイチ

ウ 届出年月日

平成19年10月11日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

寺島薬局石岡並木店

石岡市石岡2280番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成19年11月22日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 130台

(変更後) 収容台数 59台

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 7箇所

(変更後) 出入口の数 4箇所

ウ 届出年月日

平成19年11月6日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	荷物等の荷卸し時、アイドリングストップを心がける事。また、公害対策等を講じる事。	近隣住宅への自動車のエンジン音，駐車場で大きな音が出た時に苦情が予想される。 建物，駐車場 1 の面積が合計で2,000平方メートルを超えている。土地売買等の契約を行ったかどうかの状況が不明である。
	廃棄物については，法に基づき適正に処理してください。	
	カーブミラー・街路灯が必要な場合には，申請者が設置してください。	
	屋外広告物の表示変更等がある場合には，速やかに届出ること。	
	市道敷きに工事が及ぶ場合には，道路工事施工承認書を提出すること。	
	当該区域（市街化区域）は，合計2,000平方メートルを超える土地取引について，土地売買等の契約を行ったときは，国土利用計画法に基づく届出が必要となります。	

茨城県告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので，同法第30条の規定により告示する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
つくば市小田字向山3676（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びにつくば市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 里見南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町日棚字羽黒堂776番2 地先から 北茨城市中郷町日棚字椿田1159番2 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 22.0 最小 6.2	メートル 963	
		(B)	最大 35.0 最小 10.0	1,384
	新 (B)	最大 35.0 最小 10.0	1,384	旧道移管

茨城県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 笠間市大字石井字宮廻1417番1地先から
笠間市大字笠間字宮廻1427番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月10日

茨城県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 高田下館線
- 2 供用開始の区間 筑西市下高田72番2から
筑西市羽方816番2まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月10日

茨城県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成20年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬停車場線
- 2 供用開始の区間 桜川市岩瀬124番4地先から
桜川市岩瀬110番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月15日



茨城県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成20年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば古河線
- 2 供用開始の区間 古河市大字葛生2213番1地先から
古河市大字柳橋1109番2地先まで
古河市大字葛生40番2地先から
古河市大字葛生1番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月15日



茨城県告示第268号

鹿嶋市大字津賀1919番地1に事務所を置く大野土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年3月3日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	浅 野 慎 一	鹿嶋市大字武井釜839番地 3
"	橋 本 昇	" 大字浜津賀281番地
"	土 子 政 一	" 大字荒井 8 番地 1
"	大 崎 寛	" 大字青塚515番地 1
"	長 岡 與 一	" 大字青塚1195番地
"	清 宮 敏 男	" 大字角折2796番地 2
"	生井澤 潤	" 大字角折235番地
"	遠 峯 克 好	" 大字荒野168番地
"	大 川 達 啓	" 大字荒野152番地
"	高 田 恵 穂	" 大字小山37番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	出 頭 和 男	鹿嶋市大字林209番地
"	谷田川 章 一	" 大字奈良毛53番地
"	大 川 満 男	" 大字中1682番地 1
"	木 村 克 雄	" 大字中1608番地 1
"	小 堀 義 明	" 大字中2394番地
"	生井澤 豊	" 大字棚木375番地
"	津 田 正 義	" 大字和2122番地
"	村 山 彰	" 大字和996番地
"	方 喰 尚 夫	" 大字和615番地
"	永 作 幸 雄	" 大字津賀1006番地
"	須賀田 忠 衛	" 大字津賀135番地
"	谷田川 郁 男	" 大字津賀157番地
"	菅 澤 賢 二	" 大字津賀1471番地
"	君和田 勝 典	" 大字沼尾935番地
"	立 原 長 秀	" 大字沼尾455番地 1
監 事	山 岸 茂	" 大字角折1282番地 7
"	高 田 豊	" 大字小山68番地
"	西 溪 賢 三	" 大字中1174番地
"	山 本 三 郎	" 大字津賀778番地
"	大生川 光 男	" 大字津賀297番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	浅 野 慎 一	鹿嶋市大字武井釜839番地 3
"	槌 本 耕 一	" 大字浜津賀281番地
"	石 井 與 市	" 大字荒井358番地 1
"	大 崎 寛	" 大字青塚515番地 1
"	清 宮 幸 二	" 大字青塚1199番地 1
"	清 宮 敏 男	" 大字角折2796番地 2
"	生井澤 潤	" 大字角折235番地
"	遠 峯 克 好	" 大字荒野168番地
"	内 田 賢 勇	" 大字荒野63番地
"	小 澤 勇	" 大字小山107番地 1
"	出 頭 和 男	" 大字林209番地
"	谷田川 章 一	" 大字奈良毛53番地
"	佐 藤 重 信	" 大字中992番地
"	谷田川 道 夫	" 大字中728番地 1
"	小 堀 義 明	" 大字中2394番地
"	生井澤 宗 一	" 大字棚木365番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	立 原 勝	鹿嶋市大字和1636番地 2
"	藤 崎 武 夫	" 大字和999番地
"	方 喰 尚 夫	" 大字和615番地
"	永 作 幸 雄	" 大字津賀1006番地
"	須賀田 嘉 一	" 大字津賀665番地
"	谷田川 郁 男	" 大字津賀160番地 2
"	菅 澤 賢 二	" 大字津賀1471番地
"	生井澤 英 雄	" 大字沼尾453番地 1
"	高 木 茂 穂	" 大字沼尾422番地
監 事	山 岸 茂	" 大字角折1282番地 7
"	木村 常右衛門	" 大字小山157番地
"	生井沢 勉	" 大字中1734番地
"	山 本 三 郎	" 大字津賀778番地
"	大生川 光 男	" 大字津賀297番地

茨城県告示第269号

鹿嶋市大字津賀1919番地 1 に事務所を置く大野東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 澤 一 男	鹿嶋市大字小山117番地
"	高 橋 重 治	" 大字小山1404番地 1
"	田 島 徹	" 大字小山48番地 1
"	糸 川 欣一郎	" 大字荒野35番地
"	内 田 和 雄	" 大字荒野125番地
"	内田 惣右衛門	" 大字荒野105番地
"	大 川 文 男	" 大字荒野1687番地
"	堺 田 敏 雄	" 大字荒野1650番地
"	谷田川 京 也	" 大字荒野195番地 5
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
"	小 堤 健一郎	" 大字角折406番地
"	清 宮 茂 雄	" 大字角折881番地
"	大 崎 幸 一	" 大字青塚355番地 2
"	大 崎 茂	" 大字青塚440番地 2
"	大 崎 優	" 大字青塚272番地
監 事	野 口 定 則	" 大字小山1159番地74

職 名	氏 名	住 所
監 事	橋 本 源之助	鹿嶋市大字荒野1640番地 6
"	遠 峰 義 雄	" 大字荒野221番地
"	小 堤 義 夫	" 大字角折263番地
"	森 下 秋四郎	" 大字青塚1240番地 3

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 澤 正 義	鹿嶋市大字小山113番地
"	高 橋 重 治	" 大字小山1404番地 1
"	高 田 力	" 大字小山89番地
"	糸 川 欣一郎	" 大字荒野35番地
"	内 田 和 雄	" 大字荒野125番地
"	内田 惣右衛門	" 大字荒野105番地
"	大 川 文 男	" 大字荒野1687番地
"	堺 田 和 男	" 大字荒野336番地
"	谷田川 京 也	" 大字荒野195番地 5
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
"	小 堤 健一郎	" 大字角折406番地
"	清 宮 茂 雄	" 大字角折881番地
"	大 崎 幸 一	" 大字青塚355番地 2
"	大 崎 茂	" 大字青塚440番地 2
"	大 崎 優	" 大字青塚272番地
監 事	小松崎 清	" 大字小山22番地
"	橋 本 源之助	" 大字荒野1640番地 6
"	遠 峰 義 雄	" 大字荒野221番地
"	小堤 半左衛門	" 大字角折1416番地 1
"	森 下 秋四郎	" 大字青塚1240番地 3

茨城県告示第270号

牛久市中央3丁目15番地1に事務所を置く牛久南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 山 清 一	牛久市遠山町77

茨城県告示第271号

蔵後余郷入土地改良区から平成19年11月1日付けで施行認可申請のあった維持管理計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成20年2月21日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消の訴えを提起することができる。

平成20年3月3日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バイオライフ

3 代表者の氏名

松 田 敬 治

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市佐貫町字蛭川629番2

5 定款に記載された目的

この法人は、産業・教育・文化・福祉・健康などあらゆる社会生活の領域に於いて環境保全活動に取組み、「ゆたかで自然と人が調和した、暮らしよいまち」の実現に向け、環境と経済の調和、環境保全と地域振興の両立、資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成20年4月21日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年 2 月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 子育て支援グループ ひまわりのお家

(設立認証：平成19年 6 月29日，設立：平成19年 7 月 9 日)

3 代表者の氏名

木 村 裕 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市笠原町1396番地の 3

5 定款に記載された目的

この法人は、発達障害を持つ子どもや家族への支援並びに障害児と健常児が共に育ちあえる社会環境を作り、これらを担う育成者の養成を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成20年 2 月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つばさ

(設立認証：平成18年 9 月22日，設立：平成18年10月 2 日)

3 代表者の氏名

古 池 源 造

4 主たる事務所の所在地

茨城県筑西市寺上野字沖谷添2068番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害、身体障害及び精神障害のある人とその家族に対して、日中集団生活の環境を提供することにより知的障害者、身体障害者及び精神障害者が地域社会に進出できるようにする事により社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

平成20年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施等級の区分

1 級， 2 級， 3 級及び単一等級

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料，実施する検定職種，実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 試験手数料

15,700円（ただし、茨城県手数料徴収条例別表第 5 の 8 の項金額の欄第 1 号のイに該当する者（3 級を受検する高等学校，職業能力開発校等の在校生（以下「在校生」という。））は10,000円）

イ 実施する検定職種 (作業)

等級	検定職種 (作業)
1 級 2 級	園芸装飾 (室内園芸装飾作業), 造園 (造園工事作業), 機械加工 (普通旋盤作業, 数値制御旋盤作業, フライス盤作業, 数値制御フライス盤作業, ボール盤作業, 横中ぐり盤作業, シグ中ぐり盤作業, 平面研削盤作業, 円筒研削盤作業, 心無し研削盤作業, ホブ盤作業, マシニングセンタ作業及び精密器具製作作業), 放電加工 (数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業), 金属プレス加工 (金属プレス作業), 鉄工 (製缶作業及び構造物鉄工作業), 建築板金 (内外装板金作業), 工場板金 (曲げ板金作業), めっき (電気めっき作業), 仕上げ (治工具仕上げ作業, 金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業), 切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業), ダイカスト (コールドチャンパダイカスト作業), 電子機器組立て (電子機器組立て作業), 電気機器組立て (変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業), 光学機器製造 (光学ガラス研磨作業), 建設機械整備 (建設機械整備作業), 婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業), 家具製作 (家具手加工作業), 建具製作 (木製建具手加工作業), 印刷 (オフセット印刷作業), プラスチック成形 (射出成形作業), 強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業), 石材施工 (石張り作業), とび (とび作業), 左官 (左官作業), 築炉 (築炉作業), ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業), タイル張り (タイル張り作業), 畳製作 (畳製作作業), 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業, アクリルゴム系塗膜防水工事作業, セメント系防水工事作業, シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業), 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業, 鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業), 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業), 化学分析 (化学分析作業), 表装 (表具作業及び壁装作業), 塗装 (建築塗装作業及び金属塗装作業), 広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業), フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
3 級	園芸装飾 (室内園芸装飾作業), 造園 (造園工事作業), 機械加工 (普通旋盤作業及びフライス盤作業), 建築板金 (内外装板金作業), 工場板金 (曲げ板金作業), 仕上げ (機械組立仕上げ作業), 機械保全 (機械系保全作業), 電子機械組立て (電子機器組立て作業), 左官 (左官作業), フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
単一等級	れんが積み (れんが積み作業), 路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

1 級, 2 級 37職種63作業 3 級 10職種11作業

単一等級 2 職種 2 作業

ウ 実施期日

実技試験は, 平成20年 6 月 9 日 (月) から平成20年 9 月17日 (水) までの間において, 別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は, 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

オ 問題の公表

実技試験問題は, あらかじめ茨城県職業能力開発協会に掲示するとともに, 受検申請者あて送付します。
(ただし, 一部の検定職種については, 問題の全部又は一部を公表いたしません。)

掲示による公表は, 平成20年 6 月 2 日 (月) から行います。

(2) 学科試験

ア 試験手数料

3,100円

イ 実施する検定職種及び実施期日

等級	検定職種 (科目)	実施期日
3 級	園芸装飾, 造園, 機械加工 (旋盤加工法及びフライス盤加工法), 建築板金 (内外装板金施工法), 工場板金 (曲げ板金加工法), 仕上げ (機械組立仕上げ法), 機械保全, 電子機器組立て, 左官, フラワー装飾	平成20年 7月27日 (日)
1 級 2 級	造園, 金属プレス加工, 光学機器製造 (光学ガラス研磨法), プラスチック成形 (射出成形法), とび, 築炉, 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水施工法, アクリルゴム系塗膜防水施工法, セメント系防水施工法, シーリング防水施工法及びFRP防水施工法), 塗装 (建築塗装法及び金属塗装法)	平成20年 8月24日 (日)
1 級 2 級	機械加工 (旋盤加工法, フライス盤加工法, ポール盤加工法, 中ぐり盤加工法, 研削盤加工法, マシニングセンタ加工法及び精密器具製作法), 鉄工 (製缶作業法及び構造物鉄工作業法), めっき (電気めっき作業法), ダイカスト, 電子機器組立て, 建設機械整備, 婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作法), 家具製作 (家具手加工作業法), 建具製作, 印刷, 左官, 畳製作, 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ施工法, 鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法), 広告美術仕上げ (広告板ペイント仕上げ法及び広告板粘着シート仕上げ法)	平成20年 8月31日 (日)
1 級 2 級	園芸装飾, 放電加工 (数値制御彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法), 建築板金, 工場板金 (曲げ板金加工法), 仕上げ, 切削工具研削, 電気機器組立て (変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法), 強化プラスチック成形 (積層成形法), 石材施工 (石張り施工法), ブロック建築, タイル張り, 熱絶縁施工, 表装, フラワー装飾	平成20年 9月7日 (日)
単一等級	れんが積み, 路面標示施工	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は, 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は, その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は, 在校生であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310 - 0005 水戸市水府町864 - 4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

平成20年 4 月 3 日 (木) から 4 月 16 日 (水) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会配布します。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封のうえ、請求してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものだけに限り受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても受け付けます。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)アに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還いたしません。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

3級に係るものについては、平成20年8月27日（水）に、その他の等級等については、平成20年10月3日（金）に県報でそれぞれ公示し、書面で通知します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、3級に係るものについては平成20年8月27日（水）以降に、その他の等級については平成20年10月3日（金）以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には茨城県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話）029 - 301 - 3660又は、茨城県職業能力開発協会（電話）029 - 221 - 8647に問い合わせてください。

平成20年度技能検定（随時3級、基礎1級及び基礎2級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施等級の区分

随時3級、基礎1級及び基礎2級

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料, 実施する検定職種, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 試験手数料

15,700円

イ 実施する検定職種 (作業)

等級	検定職種 (作業)
随時 3 級 基礎 1 級 基礎 2 級	さく井 (パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業), 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業, 銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業), 鍛造 (ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業), 機械加工 (普通旋盤作業及びフライス盤作業), 金属プレス加工 (金属プレス作業), 鉄工 (構造物鉄工作業), 建築板金 (ダクト板金作業), 工場板金 (機械板金作業), めっき (電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業), アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業), 仕上げ (治工具仕上げ作業, 金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業), 機械検査 (機械検査作業), ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業), 機械保全 (機械系保全作業), 電子機器組立て (電子機器組立て作業), 電気機器組立て (回転電機組立て作業, 変圧器組立て作業, 配電盤・制御盤組立て作業, 開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業), プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業), 冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業), 染色 (糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業), ニット製品製造 (丸編みニット製造作業及び靴下製造作業), 婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業), 紳士服製造 (紳士既製服製造作業), 寝具製作 (寝具製作作業), 帆布製品製造 (帆布製品製造作業), 布はく縫製 (ワイシャツ製造作業), 家具製作 (家具手加工作業), 建具製作 (木製建具手加工作業), 印刷 (オフセット印刷作業), 製本 (書籍製本作業, 雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業), プラスチック成形 (圧縮成形作業, 射出成形作業, インフレーション成形作業及びブロー成形作業), 強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業), 石材施工 (石材加工作業及び石張り作業), パン製造 (パン製造作業), ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業), 水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業), 建築大工 (大工工事作業), かわらぶき (かわらぶき作業), とび (とび作業), 左官 (左官作業), タイル張り (タイル張り作業), 配管 (建築配管作業及びプラント配管作業), 型枠施工 (型枠工事作業), 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業), コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業), 防水施工 (シーリング防水工事作業), 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業, カーペット系床仕上げ工事作業, 鋼製下地工事作業, ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業), 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業), サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業), ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業), 表装 (壁装作業), 塗装 (建築塗装作業, 金属塗装作業, 鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業), 工業包装 (工業包装作業)

以上 52職種 82作業

ウ 実施期日

実技試験は, 平成20年 4 月 1 日 (火) から平成21年 3 月31日 (火) までの間において, 別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

オ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表いたしません。)

(2) 学科試験

ア 試験手数料 3,100円

イ 実施する検定職種

等級	検定職種 (科目)
随時 3 級	さく井, 鋳造, 鍛造, 機械加工 (旋盤加工法及びフライス盤加工法), 金属プレス加工, 鉄工, 建築板金 (ダクト板金施工法), 工場板金 (機械板金加工法), めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 仕上げ, 機械検査, ダイカスト, 機械保全 (機械系保全法), 電子機器組立て, 電気機器組立て (回転電機組立て法, 変圧器組立て法, 配電盤・制御盤組立て法, 開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製法), プリント配線板製造, 冷凍空気調和機器施工, 染色, ニット製品製造, 婦人子供服製造, 紳士服製造, 寝具製作, 帆布製品製造, 布はく縫製, 家具製作, 建具製作, 印刷, 製本, プラスチック成形 (圧縮成形法, 射出成形法及びインフレーション成形法), 強化プラスチック成形, 石材施工, パン製造, ハム・ソーセージ・ベーコン製造, 水産練り製品製造, 建築大工, かわらぶき, とび, 左官, タイル張り, 配管, 型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工, 防水施工, 内装仕上げ施工, 熱絶縁施工, サッシ施工, ウェルポイント施工, 表装, 塗装 (建築塗装法, 金属塗装法, 鋼橋塗装法及び噴霧塗装法), 工業包装
基礎 1 級 基礎 2 級	さく井, 鋳造, 鍛造, 機械加工, 金属プレス加工, 鉄工, 建築板金, 工場板金, めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 仕上げ, 機械検査, ダイカスト, 機械保全, 電子機器組立て, 電気機器組立て, プリント配線板製造, 冷凍空気調和機器施工, 染色, ニット製品製造, 婦人子供服製造, 紳士服製造, 寝具製作, 帆布製品製造, 布はく縫製, 家具製作, 建具製作, 印刷, 製本, プラスチック成形, 強化プラスチック成形, 石材施工, パン製造, ハム・ソーセージ・ベーコン製造, 水産練り製品製造, 建築大工, かわらぶき, とび, 左官, タイル張り, 配管, 型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工, 防水施工, 内装仕上げ施工, 熱絶縁施工, サッシ施工, ウェルポイント施工, 表装, 塗装, 工場包装

ウ 実施日

学科試験は、平成20年 4 月 1 日 (火) から平成21年 3 月31日 (火) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310 - 0005 水戸市水府町864 - 4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施日の30日前までです。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、茨城県職業能力開発協会で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼った角2封筒）を同封のうえ、請求してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

4 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（15,700円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

5 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会から書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の公付

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、茨城県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から随時3級の合格者に対し、技能士章が交付されます。

6 その他

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

なお、不明な点については、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話）029 - 301 - 3660又は茨城県職業能力開発協会（電話）029 - 221 - 8647に問い合わせてください。

~~~~~

地籍調査の成果認証

東茨城郡大洗町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成20年3月3日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 東茨城郡大洗町                                       |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                      |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 東茨城郡大洗町成田町の一部<br>平成18年10月3日から<br>平成19年3月12日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成20年2月25日                                    |

~~~~~

平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する茨城県指定試験機関である財団法人建築技術教

育普及センターに行わせる。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 二級建築士試験の試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

平成20年 7 月 6 日 (日)

学科 (建築計画) 及び学科 (建築法規) 10 : 00 ~ 13 : 00 (3 時間)

学科 (建築構造) 及び学科 (建築施工) 14 : 10 ~ 17 : 10 (3 時間)

(2) 「設計製図の試験」

平成20年 9 月 14 日 (日) 11 : 30 ~ 16 : 00 (4 時間30分)

2 木造建築士試験の試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

平成20年 7 月 27 日 (日)

学科 (建築計画) 及び学科 (建築法規) 10 : 00 ~ 13 : 00 (3 時間)

学科 (建築構造) 及び学科 (建築施工) 14 : 10 ~ 17 : 10 (3 時間)

(2) 「設計製図の試験」

平成20年 10 月 12 日 (日) 11 : 30 ~ 16 : 00 (4 時間30分)

3 二級建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

(2) 「設計製図の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

4 木造建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

(2) 「設計製図の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

5 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

1) 受験申込受付期間及び時間

(イ) 期間 平成20年 4 月 1 日 (火) から平成20年 4 月 7 日 (月) まで

(ロ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後 4 時まで

2) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

1) 受験申込受付期間及び時間

(イ) 期間 平成20年 4 月14日 (月) から平成20年 4 月18日 (金) まで

(ロ) 時間 午前10時から午後 4 時まで

2) 受付場所

茨城県立県民文化センター分館

水戸市千波町東久保697

3) 「学科の試験」の免除者の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成18年又は平成19年の試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

4) 受験申込方法

受験申込は、5の(2)の2)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。

郵送の場合は、財団法人建築技術教育普及センターの委託先である水戸市笠原町978-30 社団法人茨城県建築士会宛に、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

6 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の発表及び合否の通知

平成20年12月 4 日 (木) (予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」合格者の発表等については、

二級建築士試験は、平成20年 8 月26日 (火) (予定)

木造建築士試験は、平成20年 9 月 9 日 (火) (予定) である。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成20年 6 月11日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人茨城県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字六反町218番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村白方中央二丁目 6 番48号

佐 藤 義 則

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字上街道2797番13

2 事業主の住所及び氏名

取手市取手一丁目 7 番14 - 503号

関 健 次, 関 美 紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市小張字下宿1678番の一部, 1680番 1, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市小張1678番地

反 町 文 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4666番3403

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4936番地 (町営上郷第二住宅61号)

横 張 健 二, 横 張 理 絵

(労 働 委 員 会)

審査の実施状況の公表

労働組合法 (昭和24年法律第174号) 第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則 (平成17年茨城県労働委員会規則第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により, 平成19年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成20年 3 月 3 日

茨城県労働委員会会長 片 桐 章 典

1 取扱件数

前年からの繰越件数	1 件
新規申立件数	5 件
計	6 件

2 終結件数

終 結 件 数	- 件
翌年への繰越件数	6 件

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 2 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3 月 3 日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程 (昭和42年茨城県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 常陸太田地区折橋住宅の項を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)